

令 和 7 年 度
第 11回 議 事 錄

笠岡市農業委員会

8 . 2 . 3

第 11回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年2月3日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年2月3日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年2月3日 午前10時20分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
1	鹿嶋 耕三	出	8	櫛田 繁造	欠
2	仁井名 雅子	出	9	佐内 繁文	出
3	天野 平之進	出	10	片岡 芳和	出
4	北村 昌三	出	11	仁科 智之	出
5	梶田 宏一	出	12	守屋 映男	出
6	西江 務	出	13	和田 晃佳	欠
7	大平 貴之	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上 百生	推進委員	西江 敬一
推進委員	奥野 きたこ	推進委員	藤田 潔
推進委員	藤原 美代子	推進委員	大平 章之
推進委員	畦崎 友梨	推進委員	枝木 俊彦
推進委員	林 和美	推進委員	守屋 芳明
推進委員	大本 憲治	事務局長	前原 成紀
推進委員	重見 信夫	主事	山部 俊貴
推進委員	岡田 晴次	主事	小川 航平
推進委員	西山 雅子	主事補	升谷 公祐

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議題
議案第37号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第40号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第28号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第29号	解約証書の受理について
報告第30号	農作業受委託契約書の受理について
報告第31号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

9番委員

10番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第11回の農業委員会を開催させていただきます。それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第11回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を9番佐内委員さん、10番片岡委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、議案第37号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー57号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>ナンバー57号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は数十年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみ従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は举手をお願いします。(全員举手)</p> <p>举手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー58号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー58号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族の3名が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は举手をお願いします。(全員举手)</p> <p>举手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー59号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー59号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>本案件は、譲受人の増反を図るものであります。</p> <p>譲受人は数年の農業経験があり、農機具は耕運機を所有しております。農業には本人及び家族の2名が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー60号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー60号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>本案件は、譲受人の増反を図るものであります。</p> <p>譲受法人は数十年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には数十名が従事予定であり、飼料作物を栽培予定とのことです。申請地は〇haほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー61号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー61号でございます。〇〇から〇〇、〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具は多数所有しております。農業には本人及びその妻が従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。将来的に申請地近辺に仮拠点を購入する予定であり、その拠点を中心に農業を行うとのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p>

	以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー62号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー62号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので す。 譲受人は数十年の農業経験があり、農機具は耕運機を所有しております。農 業には本人及び家族が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請 地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕 作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー63号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま す。
事務局	ナンバー63号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので す。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されており

	<p>ます。農機具は多数所有しております。農業には本人のみ従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー8号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。</p> <p>申請地は○○地区の畠○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は墓地でございます。</p> <p>申請者は、申請地を墓地として転用したいとのことです。</p> <p>申請者は、○○地区○○番地、○○番地に墓地を所有しておりますが、急な坂道を上らなければ参拝ができず、加齢とともに参拝が困難になったことから、申請地への移設をしたいとのことです。所有地を全て検討しましたが、接道がなく移設が困難な土地や、周辺に住宅があり、墓地に適さない土地ばかりで、申請地以外には適地がなかったとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、切土、盛土高は50cm以下であり、大きな地形の改変はないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透及び水抜き管により隣接する側溝に排水し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないとと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、本案件については土地造成工事を事前に着工しているため、始末書の提出があります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)</p> <p>举手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー9号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー9号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。</p> <p>申請地は○○地区の田○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p> <p>申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。</p> <p>申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)</p> <p>举手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー10号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	ナンバー10号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。申請地は○○地区の田○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光

発電装置設置用地でございます。
申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。
申請者は、自身の所有地及び隣接する農地をあわせて転用したいとのことです。自身の所有地を全て検討しましたが、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。自身の所有地のみではパネルの設置に必要な面積を確保できないため、隣接する農地を譲り受けて必要面積を確保することです。隣接する農地については、議案第39号ナンバー33号にて上程しております。
申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。
周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー11号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。申請地は○○地区の田○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。 申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。 申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可

	<p>妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	<p>申請地は定期的に草刈りがされており、すぐにでも耕作ができるような状態でした。また、周辺にも同様な農地が連たんしている。申請地は連たんの真ん中に位置しており、ここに太陽光を設置してしまうと農地の連たんが失われると思います。また、周辺住民の中には今回の太陽光設置に否定的な意見を持つ人もいました。</p> <p>なので本案件については保留にするべきだと思っていますがいかがでしょうか。</p>
○番委員	現在、申請地で耕作はされていますか。
○番委員	<p>申請地で耕作はしていないが、周辺には耕作している農地もあります。</p> <p>耕作している農地の近くに太陽光を設置するのはいかがなものかと思います。</p> <p>優良な農地である上に、太陽光設置に否定的な意見を持つ人もいるのであれば保留にするのがよろしいのではないかでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、本案件は保留にしようと思っていますがよろしいでしょうか。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで保留とさせていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー12号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー12号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。申請地は○○地区の田○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p> <p>申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとことです。</p> <p>申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積</p>

を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。

申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。

周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。

なお、〇〇地区〇〇番地については、農業委員会の許可を得ること無く、土を入れて畠として利用していたため、顛末書が提出されております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー13号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区的田〇筆及び畠〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。 申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。 申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積を確保でき、平地で比較的容易に工事に着工できる土地が、申請地及び同様の第2種農地しかなかったとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思わ

	<p>れます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー33号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(贈与)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。</p> <p>譲受人は、議案第38号ナンバー10号にて上程した自身の所有地だけではパネルの設置面積が不足するため、隣接する申請地をあわせて転用したいとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第40号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」でございます。本計画案は、令和 8 年 3 月 24 日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5 年の設定対象筆数が 2 筆、設定対象面積が 22,471 m²、設定対象人数が 2 人となっております。これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 (大平委員着席) 続きまして、報告第 28 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 29 号「解約証書の受理について」報告第 30 号「農作業等受委託契約書の受理について」報告第 31 号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 3 月 3 日(火)午前 9 時 30 分から <u>分庁第 4 2 階大会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回申請書締切日 2 月 13 日(金)、議案発送日 2 月 20 日(金) <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまでうもありがとうございました。</p>